

防+災

被災地の今③ (最終回)

津波災害で多くの人命や財産を失った被災地は、少しずつ日常生活を取り戻し、電気、ガス、水道等のライフラインも不自由なく使用でき、食糧等もコンビニや飲食店が営業を再開しており日々の暮らしは私たちが変わっていませんが、その日常生活の中の至る所で津波災害の痕跡が存在しており、本来の意味の日常生活を取り戻すにはまだまだ時間が掛かる状況でした。

色々な方々とお話を

伺う中で、事前の防災対策を構築することの必要性を改めて感じ、災害が起きた場合を常に想定し、市民ひとり一人が防災意識を高めることが災害被害を減らすことに繋がります。私たちに今できること、そしてこれからやらなければならないことを考えましょう。(市民防災室)



▲仮設商店街(陸前高田市)



▲仮設商店街(南三陸町)

宜野湾市商工会と 災害時応急対策支援活動に 関する協定を締結しました!

2月19日(火)、宜野湾市商工会(福里清孝会長)と災害時応急対策支援活動に関する協定を締結しました。これは、宜野湾市内において災害が発生した場合に、災害場所及び被害状況等の情報収集や応援人員、車両の提供など市が応急対策について支援協力を市商工会に求める内容で、今後も市内各団体等と災害時の協力支援の構築に取り組んでいきます。



▲協定書にサインをする佐喜真市長と商工会の福里会長



問合せ：市民防災室 ☎893-4411 (内線319)

消すまでは 出ない行かない 離れない

平成24年度 全国統一防火標語

春季全国火災予防運動が実施されました。



火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しているものです。

火災は、火気を使用する機会の多い冬季(12月から2月)から春季(3月から5月)にかけて多く発生しています。また、建物から出火した火災のうち住宅火災が約6割を占めています。これからも、住宅における出火を防ぐため、下記の「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」(3つの習慣、4つの対策)に心がけましょう。

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろ等のそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

設置しましたか？ 住宅用火災警報器

当市の住宅用火災警報器設置率 56% (平成24年6月現在)

問合せ：市消防本部 予防課 ☎892-1850